

相続救急110番

「相続難民」にならないために

発行：司法書士法人 ABC



〒540-6591
大阪府大阪市中央区大手前1丁目7番31号
OMMビル15階
TEL: 06-6232-8797 FAX: 06-6232-8798
http://www.abc-jsc.com/

2015年1月の相続税法改正を前後して、「相続」の話題が報道などで取り上げられることが多くなりました。司法書士法人ABC発行のニュースレター『相続救急110番』では、一般人が知らない「相続」にまつわる落とし穴やリスクに関する知識などを、時事問題に絡めたり、実際の事例などを交えたりしながら、分かりやすく解説していきます。

特集

よくある相談事例 ～相続の順位～



司法書士法人ABC代表司法書士
椎葉基史

自らが直面し、初めてその深刻さに気付くのが「相続問題」の特徴です。皆さんがもっと身近な「自分事」として「相続」と向き合えるにはどうすればいいのか。その一助となるように当事務所に寄せられる代表的な「負債相続」の相談事例の一つを挙げ、解説します。解決を支援した利用者の「声」も直筆の手紙でいくつか紹介します。

● 依頼人からの相談内容

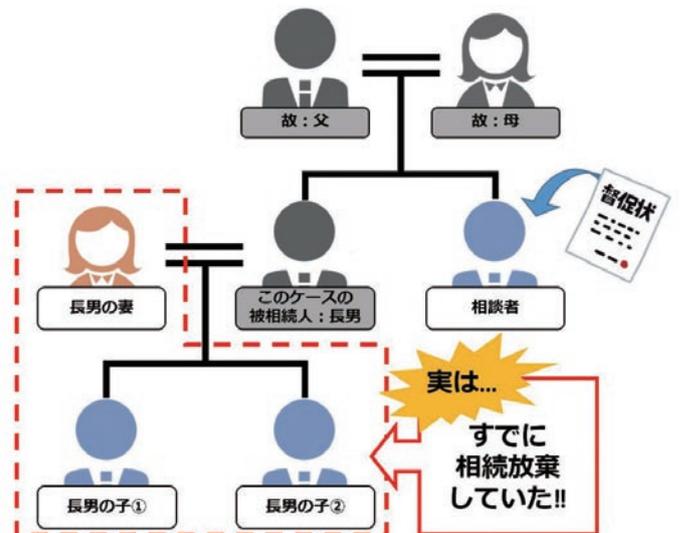
九州の実家のそばに住んでいる兄が1年前に他界しました。亡くなった兄には、妻と成人した子供が2人います。私が実家を離れて東京に出ていることもあり、生前から兄夫婦とはそこまで付き合いはなく、お正月に年賀状のやりとりをする程度のものでした。

前述のように、兄には妻も子供もありましたので、相続についても特に関係がないと思いましたが、現実には兄の家族からも葬儀の時もそれ以降も何の連絡もありませんので、特に関係がないとそのままにしておりました。

ところが、それから1年ほど経ったある日、突然、兄の債権者と称する消費者金融から私宛てに支払いを求める通知が届いたのです。そこには、私が相続人である旨が書かれていました。奥さんも子供もいるはずなのに、どうして私宛てに請求が来たのか意味が分かりません。

【ポイント】

なぜ相続人ではないはずの依頼人に請求があったのか。



【解説】

まず、依頼人の相続関係を整理しますと、両親は既に他界、亡くなったお兄様には配偶者と2人の子供がいます。通常であれば、この場合、相続人となるのは奥様と子供2人です。しかし、当事務所で調査したところ、3人とも家庭裁判所で相続放棄の手続きをしていることが判明しました。借金があったようなので当然

といえば当然です。

ただし、相続放棄をすると、放棄した本人は法律上「そもそも相続人ではなかった」ものと扱われるため、場合によっては相続の順位が変わってしまうことがあります。

今回の事例では、第1順位である子供全員が相続放棄をしてしまったため、法律上はそもそも子供がいなかった場合の相続と同様とみなされてしまい、ご両親が先に他界していることにより、亡くなったお兄様の兄弟にあたる依頼人が自動的に第3順位として相続人となってしまうのです。

法律では、このような事情で相続人になったかたの場合、先順位の相続人が「相続放棄」をしたことを知ってから3カ月以内に「相続放棄」の手続きをすれば問

題ありません。

今回は、当事務所の調査でその事実が判明したため、3カ月の期限内ということの問題なく手続きを終え、事なきを得ました。

【アドバイス】

「相続放棄」の手続きで留意すべき要点の一つとして、相続放棄をしてしまうと後の順位のかたが繰り上がって相続人になる事態が起こり得るということです。次の順位の相続人がいることを知りながら、相続放棄した事実を伝えない場合は、次の相続人は債権者からの通知である日突然知ることとなり、親族の関係が悪化するのは必須でしょう。従って、後の順位の相続人には事前に説明しておくべきです。

お客様の声

お世話になり、ありがとうございました。

兄の多額の負債相続の知らせが来たら、本当に天地がひっくり返るような感じがしました。家のローンはめんど、子供二人は大学までと、その時貴社の事を教えていただき、ご意見を頂戴しました。

最初、面談に行くと定額を払えばいい、その後、手続きは全て貴社で手続きして下さいます。本当にありがとうございました。

面談や電話の対応もスタッフの方々のやさしさで嬉しく頭を下げる思いがしました。

私達、素人ではとても処理出来ず、お悩みの手、でも、スタッフの方の対応に聞いて、安心して家に帰りました。

本当に助けて頂戴して、ありがとうございました。

これからも、色々な方々の悩みを解決してあげて下さい。

お世話になりました。

初めてお話しした時、不安と緊張が重なって、言葉と笑顔で迎えて下さり、それに川田さんが優しく丁寧に温かい対応をして下さいました。その程心が救われました。

此度は本当に身に刺さる思いがします。路頭に迷う私達を優しく受け入れ、解決へと必死力で下さる皆様に心より深く感謝致します。

他人の家のローンの返済の責任を肩代わりしなければならないと知らされた時の驚愕。昨年と比べると主人には相続するものは何もないので年金の手続きなどは済ませ、静かな生活に戻っている時、突然負債相続の知らせがあり、放棄するには期間が過ぎておいて、と教える水増しに悩まされた。

どうすればいいのか、何もしなければならぬのか、考えあぐらひしていた中、娘がネットの手掛りを探り来て、貴社に辿り着きました。お願ひ事の内容を知ったうえで成功報酬であるとお話下さったので、本当に頭張りのアツクというくらいに思いました。また皆様の笑顔に不安いっぱい、心の重苦しい心が晴れ、希望を持つことが出来ました。

お弟様連のこともよろしくお願ひ致します。

ありがとうございました。

父の急逝後に突然郵送されたサラ金からの督促状。突然の事、何か何らかの事からな、ホムペで貴社を知り、ネットで。その時、羽柴先生に相談して、お話しを。同じ女性という事で、安心感もあり、お話しを。思いで相談しました。羽柴先生は、丁寧に相談して下さり、私は、安心感で思いで帰るのを、お話し、今でも覚えてます。特に嬉しかったのは、家の中にはいる時、よけいな事考えなくて！ その時は、事務所電話に来て！ 万が一私がいなくても誰かが事務所にはいるから、不安でたまらなくなったり、一人で絶対にはげました！ その時先生の言葉に救われました。本当に感謝しています。

今後よりいっとうの敬請される事を心よりお祈り申し上げます。

他の所に相談や電話問い合わせをしても3ヶ月超過している相続放棄は難しい、放棄できなかった先のごとも考えましようと言われました。しかし、こちらでは電話での受け付けの時点で「3ヶ月を過ぎていても相続放棄ができている方はおられるので大丈夫ですよ」と言われて頂き希望が見え安心できました。担当の方が丁寧にヒヤリングをして下さり、小さな疑問にも親切に答えて下さりました。又後日、問い合わせのメールに対してもすぐに返信くださり安心できました。手続きの節日には電話で報告も頂けて本当に丁寧な対応をして下さいました。そして無事に相続放棄が受理されました。ありがとうございました。

第3回 「負債相続難民」が生まれる背景

当法人の代表司法書士・椎葉基史は、業界に先駆け、いち早く、借金などのマイナス財産の相続を指す「負債相続」で困窮する人（＝「負債相続難民」）の救援に乗り出し、現在までに1500件以上の相談に対応してきました。このコーナーでは、「負債相続」についての基礎知識や具体的な事例を紹介します。

専門家の知識不足による相続被害は深刻な問題

「負債相続難民」とは、私どもが多くのかたに警鐘を鳴らすために提唱している言葉です。

「負債相続難民」を生み出している原因として、私は大きく分けて3つの要因があると考えています。1つは、負債相続のリスクを知らない相続人自身、もう1つは専門家が支援に力を入れていない現状。そして3つ目は、専門家が負債相続に対して知識がないことによって、相続人に多大な被害が及んでいるという事実です。このような3つの背景があって、結局相続人としては、本来取らなければならない適切な選択ができずに泣き寝入りしている状況があります。そのようなかたが私どもの事務所にたくさん来られています。

まず、相続のリスクを相続人が知らないという問題について説明します。一般のかたがたがどれだけ相続についての正しい法律知識を持っているか、ここに私どもは多大な疑問を感じています。実際に私どもの事務所にご相談に来られても、そもそも借金が相続されるということの知識を持っていないかた、逆に、親が亡くなったら自分が借金を引き継がないといけないと

思い込んでいらっしゃるかた、手続きの期限の知識が全くないかたが非常にたくさんおられます。

負債があっても、専門家に相談するという発想すら持てずに、「自分のところは特に財産がないから相談する必要はない」と判断し、そのまま放置してしまう現状があるのです。その間に3カ月が過ぎてしまうリスクがまず存在します。

もう1つが専門家の支援不足の問題です。現状では、負債相続の専門家は全国にわずかしかいません。ほとんどがプラスの財産に対して詳しい知識を持った専門家のかたがたばかりです。ですから、身近な専門家のもとに相談に行っても、詳しく分からないからといって門前払いされてしまう例が多く見受けられます。

では、なぜ専門家が取り組まないのでしょうか。その背景には、ビジネスとしてなかなか成立しにくいという理由があると私はみえています。これまで取り組んでこなかったことですので、業界としても知識やノウハウが積み上げられていません。私が始めた頃も、負債相続に関する基本書や実務書がどれだけあったかと

専門家の“無理”で行き場をなくす相続人

督促状
至急1500万円を
返済してください。

個人の借金は
その相続人が
返済義務を
負います。

借金

相続人

期限が過ぎているので
できません。

どうすればいいの？

専門家

- 夫が亡くなってから数年後…、債権者からの連絡で負債があることを知る。
- 亡くなった当時は、借金が見当たらず何もしていなかった。
- 専門家に相談に行くが「期限を過ぎているから難しい」と断られてしまう。
- 専門家に断られ、行き場をなくし、負債まで相続してしまう。

いうと、過去に1、2冊ぐらゐの状況でした。ですから、専門家としてもリスクを取って手続きを指南していくのが非常に苦しいという実情があります。

そして、私が今、一番問題視していることが専門家による相続被害です。相続の専門家に無事引き継いだとしても、負債相続に関する知識が乏しいかたがほとんどなのです。それによって、専門家が相続人に対して間違った手続き、選択肢を取らせているのです。このことについて詳しく説明いたします。

例えば、よくあるご相談です。夫が亡くなり、その当時は特に借金も見当たらなかったのもそのままにしていた。それから数年後、突然債権者から支払いを命ずる通知が届いたというケースです。本来であれば、債権者がなぜ数年間も放置していたのかと思われるでしょう。実はここには「連帯保証」が絡んでいるのです。連帯保証人の立場は原則、そのまま相続されてしまうのです。この知識においては専門家ですら抜け落ちて

いるケースが多いのです。そうすると、数年後に借りた本人が破綻してしまって初めて債権が判明します。

この場合、原則は亡くなって3カ月で手続き期限を迎えてしまいます。しかし、実は、私ども負債相続の専門家であれば当然分かっていることとして、昭和59年の最高裁での判例があります。こういうケースでもし負債を見逃してしまった場合は、「その負債を知ってから3カ月で手続きを取ってもよい」という判例です。これは民法の条文には記載されていない知識です。この知識のない専門家が、この類いの相談が来たときに、「もう期限を越えているからできない」と断っているのです。専門家に断られることによって、当然、一般のかたはもう助からないと信じてしまいます。結局そのまま借金を引き継いでしまうことになります。しかしこのケース、私どもは間違いなく解決ができます。つまり、相続放棄ができるんですね。

(次回に続く)

INFORMATION

セミナー開催情報

1. 負債相続の実務

日 時：2016年9月24日（土）17時30分～19時30分

会 場：川崎某所（未定）

主 催：相続寺子屋 武蔵小杉（NPO法人 相続アドバイザー協議会）

2. 第38期 相続アドバイザー養成講座 第10講座

日 時：2016年9月25日（日）15時10分～17時20分

会 場：TAP高田馬場 NPO法人相続アドバイザー協議会本部内（東京）

主 催：NPO法人相続アドバイザー協議会

3. 事業承継マスター検定講座（第8講座） 事業資金の調達、債務と個人連帯保証をめぐる問題点

日 時：2016年10月27日（木）13時30分～16時30分

会 場：TAP高田馬場（東京）

主 催：一般社団法人事業承継検定協会

●メディア掲載情報

2016年8月1日発売 『実業界』2016年9月号「企業進化論」コーナー
“相続難民” 駆け込み寺・日本初